

仕 様 書

- 1 施設名 別表のとおり
- 2 所在地 別表のとおり
- 3 設置場所 別表のとおり
- 4 貸付面積 別表のとおり
- 5 貸付期間 令和8年4月1日から令和11年3月31日まで（3年間）
- 6 自動販売機等の設置条件
 - (1) 設置機器の基本的な仕様について
設置する自動販売機の機器については、次に掲げる条件を満たしたものであること。
ア 省電力やノンフロン対応など環境に十分配慮したものであること。
イ 新500円硬貨、新札紙幣及び電子マネーが使用できること。
ウ 自動販売機の転倒防止や回収ボックスの飛散防止を十分行うこと。
 - (2) 必要経費
ア 自動販売機の設置（日程調整を含む。）及び撤去に要する工事費、移転費等の費用は全て設置事業者の負担とします。また、電気料についても設置事業者の負担とします。各設置事業者において計量機器（子メーター）を設置し、それによる実費を、幸田町が指定する期限までに全額納付すること。
イ 電気料は該当年度末の3月31日を算定日とし、設置事業者が計量機器（子メーター）の使用電気料を確認した後、速やかに幸田町に報告すること。
 - (3) 販売品目等について
ア 販売品目は、清涼飲料水、コーヒー、お茶等の飲料とし、酒類、たばこ及び食料品の販売は行わないこと。なお、販売品の具体的な構成については、落札決定後、自動販売機を設置する前に幸田町と協議を行うこと。
イ 容器の種類は、缶又はペットボトル等の密閉式の容器とすること。なお、ビンは不可とする。
ウ 販売価格は、標準販売価格以下とすること。
エ 物価の変動又は消費税率等の変更により販売価格を変更する場合は、幸田町と協議すること。
 - (4) 利用上の制限
契約期間中は、次に掲げる事項を遵守すること。
ア 貸付料及び電気料を期限までに確実に納付すること。

- イ 自動販売機を設置する権利を第三者に譲渡及び転貸してはならないこと。
- ウ 販売品の搬入・廃棄物の搬出時間及び経路については、幸田町の指示に従うこと。

(5) 維持管理

契約期間中は、次に掲げる事項を遵守すること。

- ア 販売品補充、金銭管理など自動販売機の維持管理については、設置事業者が行うこと。また、販売品の賞味期限に十分注意するとともに、在庫・補充管理を適切に行うこと。
- イ 自動販売機に併設して、販売品の容器の種類に応じた使用済み容器の回収ボックスを必要数設置し、設置事業者の責任で適切に回収・リサイクルすること。なお、設置の際は、強風による飛散防止対策（回収ボックス、使用済み容器）を十分に行うこと。
- ウ 衛生管理及び感染症対策については、関係法令等の遵守・徹底を図るとともに、関係機関等へ届出、検査等が必要な場合は遅滞なく手続き等を行うこと。
- エ 自動販売機を設置するにあたっては、据付面を十分に確認したうえで安全に設置すること。また、設置後は定期的に安全面に問題ないか確認すること。
- オ 契約期間中に各施設等の改修工事等で自動販売機の設置場所が工事範囲になった場合は、各所管課と協議の上、速やかに設置場所を移転すること。その際の移転費等の費用は全て設置業者の負担とすること。
- カ 自動販売機の故障や問い合わせについては、連絡先を明記し、設置事業者の責任において対応すること。

(6) 原状回復

設置事業者は、契約期間が満了又は契約が解除された場合は、速やかに原状回復してください。なお、原状回復に際し、設置事業者は一切の補償を幸田町に請求することができません。

7 提出書類

(1) 自動販売機設置前

- ア 設置事業者は、自動販売機設置前に各施設に設置しようとする機器（回収ボックスを含む。）のカタログ及び配置図を提出すること。
- イ 設置にあたっては幸田町と設置日を調整のうえ、速やかに自動販売機等を設置すること。

(2) 売上状況の月報の報告

売上状況を物件番号別に下記のとおり半期分（年2回）報告すること。

- ア 報告内容 販売品目、対象期間、売上本数
- イ 報告期限 半期分（年2回）報告する月の翌月末

8 その他

- (1) 各施設の施設及び敷地内は、全面禁煙とする。ただし、喫煙所が設置してある場合

は、喫煙可能とする。

- (2) 各施設の施設及び敷地内において、職員、来訪者、周辺住民等に対して、不快感、迷惑及び不信感を抱くような行為は慎むこと。
- (3) この契約の仕様に疑義が生じた場合は、速やかに幸田町と協議すること。

別表

物件番号1

施設名	幸田町中央公民館
所在地	幸田町大字菱池字黒方78番地
設置場所	幸田町中央公民館通路（トイレ前）
貸付面積	2.00㎡（自動販売機及び回収ボックスを含む。）
設置台数	1台（ペットボトル・缶等）

物件番号2

施設名	文化広場・さくら会館
所在地	幸田町大字芦谷字蒲野25番地1
設置場所	幸田文化広場ふれあいホール
貸付面積	2.00㎡（自動販売機及び回収ボックスを含む。）
設置台数	1台（ペットボトル・缶等）

物件番号3

施設名	とぼね運動場
所在地	幸田町大字荻字奥入61番地1
設置場所	管理棟入口付近（屋外）
貸付面積	2.00㎡（自動販売機及び回収ボックスを含む）
設置台数	1台（ペットボトル・缶等）

物件番号4

施設名	大日蔭グラウンド・ゴルフ場
所在地	幸田町大字野場字大日蔭33番地
設置場所	西・中・東コーストイレ付近（屋外）
貸付面積	2.00㎡（自動販売機及び回収ボックスを含む）
設置台数	1台（ペットボトル・缶等）

物件番号5

施設名	勤労者体育センター
所在地	幸田町大字野場字鶏島50番地1
設置場所	事務室前
貸付面積	2.00㎡（自動販売機及び回収ボックスを含む）
設置台数	1台（ペットボトル・缶等）

物件番号6

施設名	深溝運動場
所在地	幸田町大字深溝字大池8番地
設置場所	トイレ西（屋外）
貸付面積	2.00㎡（自動販売機及び回収ボックスを含む）
設置台数	1台（ペットボトル・缶等）

物件番号7

施設名	幸田中央公園
所在地	幸田町大字菱池字元林1番地7
設置場所	幸田中央公園（ツツジ会館南側横 屋外）
貸付面積	5.00㎡（自動販売機及び回収ボックスを含む）
設置台数	1台（ペットボトル・缶等）

物件番号8

施設名	幸田町消防本部
所在地	幸田町大字菱池字前田41番地1
設置場所	幸田町消防本部（1階玄関ホール）
貸付面積	2.00㎡（自動販売機及び回収ボックスを含む）
設置台数	1台（ペットボトル・缶等）

※1 貸付面積には、6(5)イの回収ボックスを含む。また、自動販売機の機種によっては商品の補充や維持管理のための扉の開閉等に支障がある場合もあるので、それらの支障がないか申込前に設置場所の確認をすること。

※2 機種は、消費電力10アンペア程度以下のものとする。